

今年の確定申告は今

税理士 嶋 賢治

今年は、主に税制改正に伴う変更点と、手続きのデジタル化に関する変更点がありますので注意が必要です。

税制改正に伴う変更点としては、

①基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて基礎控除額が変動するようになりました。例えば、合計所得金額が132万円以下の場合、基礎控除額が48万円から95万円に引き上げられます。

②給与所得控除の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が、従来の55万円から65万円に引き上げられました。

③特定親族特別控除の創設

特定の親族がいる場合に受けられる特定親族特別控除が新設されました。

④扶養親族等の所得要件の緩和

基礎控除や給与所得控除の引き上げに伴い、扶養控除や配偶者控除の対象となる扶養親族等の合計所得金額の要件が48万円以下から58

万円以下に緩和されました。

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から行われたのが④及び②で、これにより長く続いた「年収103万円の壁」が引き上げられました。

「③」は就業調整対策の観点から、大学生年代の子等を持つ所得者本人に係る新たな所得控除として創設されたものです。

このような対策の効果をさらに促進させるために行われるのが②になります。

デジタル化に関する変更点としては、

①スマホ用電子証明書の利用開始

2025年の確定申告では、「スマホ用電子証明書」が利用できるようになります。事前にマイナポータルアプリで申請することで、確定申告の際にマイナンバーカードを読み取ることなく、申告書の作成やe-TAXでの送信が可能です。ただし2025年度はAndroidスマホのみの対応です。

②スマホでの確定申告が便利に

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」は、所得税の確定申告のすべての入力ページがスマートフォンに対応します。

③マイナポータル連携の拡充

給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金がマイナポータル連携の対象となり、控除証明書等のデータを一括で取得し、申告書に自動入力できるようになりました。